



平成 27 年 5 月 8 日

各 位

会社名	三菱重工業株式会社
代表者	取締役社長 宮永 俊一 (コード番号 7011)
上場取引所	東 名 福 札
問合せ責任者	グループ戦略推進室 広報部長 齊藤 啓介 (TEL 03-6716-3111)

幹部級管理職に対する株式交付制度の導入について

当社は、当社グループ全体の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意欲を高めることを目的として、当社並びに当社の主要グループ会社の経営の中枢を担う重要ポストに就く幹部級管理職（以下「管理職」という。）を対象とした株式交付制度（以下「本制度」という。）を導入することとし、本日開催の取締役会においてその旨報告いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

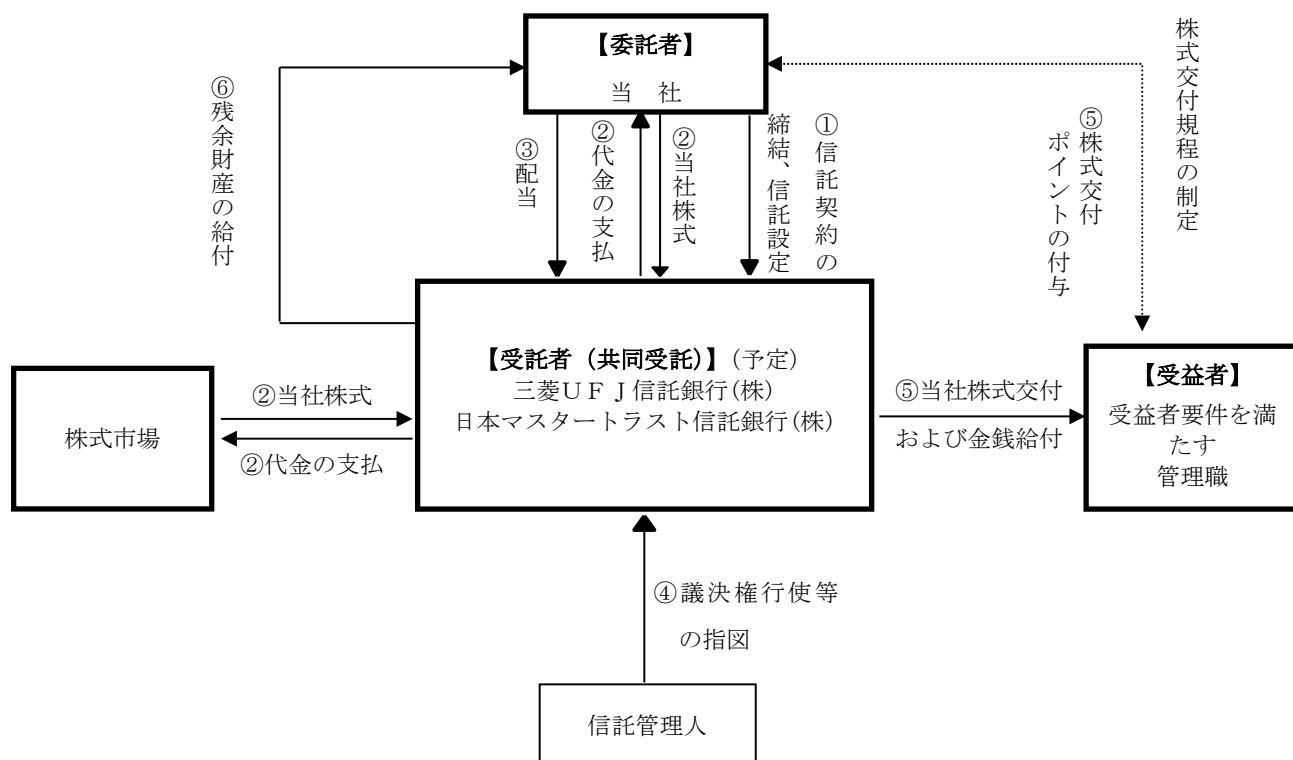
記

1. 本制度の概要

- (1) 本制度は、管理職に対して、毎年、業績等に応じてポイント（以下「株式交付ポイント」という。）が付与され、当該株式交付ポイント数に応じた当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）を交付または給付（以下「交付等」という。）する制度です。
- (2) 本制度の導入にあたっては、株式付与 E S O P（Employee Stock Ownership Plan）信託（以下「E S O P 信託」と称される仕組みを採用します。
- (3) 本制度の導入により、管理職は当社株式の株価上昇による経済的な利益を収受することができるため、株価を意識した業務遂行を促すとともに、勤労意欲を高める効果が期待できます。

(注) 本制度の主な内容につきましては、末尾の別紙をご参照下さい。

2. ESOP信託の仕組み



- ①当社は信託契約に基づき、受託者へ金銭を拠出し、受益者要件を満たす管理職を受益者とする信託を設定します。
- ②ESOP信託は、信託管理人の指図に従い、①で本信託に拠出された金銭を原資として当社株式を当社（自己株式処分）または株式市場から取得します。
- ③ESOP信託内の当社株式に対する剰余金の分配は、他の当社株式と同様に行われ、本制度に必要な費用等に充当されます。
- ④信託期間を通じ、信託管理人が議決権行使等の株主としての権利の行使に対する指図を行い、ESOP信託はこれに従って株主としての権利を行使します。
- ⑤信託期間中、管理職は、当社並びに当社の主要グループ会社の株式交付規程に従い、一定の株式交付ポイントの付与を受けた上で、かかる株式交付ポイントの一定割合に相当する当社株式の交付を受け、残りの株式交付ポイントに相当する株数の当社株式については、信託契約の定めに従い、信託内で換価した上で換価処分金相当額の金銭を受領します。
- ⑥ESOP信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。

以上

【別紙】本制度の主な内容

①	制度対象者	当社並びに当社の主要グループ会社の経営の中枢を担う重要ポストに就く幹部級管理職
②	信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
③	信託目的	上記①の制度対象者に対するインセンティブの付与
④	委託者	当社
⑤	受託者（予定）	三菱UFJ信託銀行株式会社 （共同受託者：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
⑥	受益者	上記①の制度対象者のうち受益者要件を満たす者
⑦	信託管理人	当社と利害関係のない第三者
⑧	信託期間	平成27年8月27日（予定）～平成30年8月31日（予定） ※信託期間の満了時に追加信託によって信託期間を延長する可能性あり。
⑨	取得株式の種類	当社普通株式
⑩	信託による株式の取得方法	当社（自己株式処分）または株式市場から取得 ※取得方法の詳細は株主総会決議後に改めて当社で決定し、開示予定。
⑪	信託内株式の議決権行使方法	受託者は、受益者候補の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。